

る。平成16年度の出荷先は、県内13カ所で1千48万5千円・県外20カ所で893万3千円・その他イベント等で117万9千円となっている。

営業状況報告書において15年度時期繰越羽数と16年度前期繰越羽数(約2,100羽)との数値の差違について。

町長 繰越羽数の相違点は、棚卸資産評価として原材料(丸鳥)と製品・商品(正肉等)に区分していた関係もあり、平成15年度報告では、原材料のみを報告していたが、平成16年度報告では、より正確な資産残高を評価するため、製品・商品についても羽数換算し報告したことによるものである。

この事業は補助事業であるが、事業遂行にあたり、認定機関による指摘等は無いのか。

補助事業の性格上、事業実績報告を行うことになっていて、他の事業も含めて報告しているが、達成率が低いことについては、指導を受けているところであるが、マスコミ等の注目度も高まっており、愛媛県としても新しい特産品として応援していこうとの動きがあり、今後県との協力関係を続けたい。

グリーンファーム安森の経営について町はどのように対応しているのか。

町長 平成16年度の株主総会においても、再建に向けた議論があり、現在に至っているが、思うように経営が改善されていない状況であり、現在、役員会を中心に今後のあり方について、協議・検討されているところである。町は、その推移を見守りながら方向性を決めていきたいと思っている。

株式会社「森の三角ぼうし」の業務実績をどのように評価しているのか。

るか。また、松山店の計画見直しは必要なのか。

町長 会社設立以来、生産者の熱心な栽培意欲をはじめ、支配人とのスタツプの頑張りにより、順調な経営を続けており、出荷農家はもとより消費者にも、好意的な評価を受けているところである。特に農産物の交流拡大と都市市民との交流拡大を目指して、平成14年8月に開設した松山店は、出荷農家の新鮮な野菜を目玉商品としたことにより、消費者心理に合致した事業として、好評を博している。固定客も定着化するなど、農家所得の向上には貢献してきた。経営を圧迫してきたので、生産農家の要望を具現化した事業として、地域振興の一助になつていける事実も踏まえながら、早急に必要な方向性を決めて行かなければならないと認識している。

指定管理者制度について

北宇和病院の施設は、有償か、無償か。

町長 土地・建物の物件は県有財産譲与契約により、医療機器備品は物品譲与契約により、いずれも県から町に無償で譲与されることになる。病院事業の用に供する資産の取得に関する議会議決は、土地は公簿面積が19,060.52㎡あり、鬼北町病院事業条例第4条の規定に基づき議会で議決を経る必要がある。

病院施設の資産価値はどのくらいか。

町長 病院・公舎の建物および医療機器は、県の財産取得価額は約42億円であるが、9年間減価償却を行つており、減価償却残額は約当する有形固定資産合計額は約

22億円であることから、財産は無償で譲与されるが、その適正な見積額を資産の予定価額として取り扱いは、同条の規定に基づき議会の議決を経る予定としている。また、同様に当該資産を処分する際には、県の財産譲与契約に基づき、県の承認を得た後、議会の議決を経ることになる。

北宇和病院の改良・改修に係る工事費等はどのくらいか。

町長 北宇和病院は、一般病床100床で運営されているが、高齢化等に伴う慢性疾患に対応する必要があるため、協議の結果、療養病床を導入することとし、移譲後は、一般病床51床、療養病床49床とし、効率的な運営を行うこととしている。そのため、病床数の確保と療養病床の基準面積を確保する必要があり、病棟、デイルーム、リハビリ室等の改修と2階と3階の一部を増築する予定とされている。

現在、詳細は県において設計中であるが、概算費用は、第1期中工事として、平成17年度に約7千万円を、平成18年度に約2千万円を、平成18年度に約1億7千万円をかけて町が施工する予定としている。なお、費用の負担は、平成17年度施工分は、県が負担するが、移譲後の平成18年度に町が施工する分には、町が補助金交付要綱等を作成し、町に補助金として交付されることになる。工事費の負担については、県に最大限の負担をお願いしているところである。

指定管理者の情報提供について、条例改正を検討しているか。

町長 指定管理者の情報提供は、来年3月の議会において、努力義務として「出資法人の情報提供」

に準じて情報公開条例の改正を行うことにしたいと考えている。

協定書の内容の開示について。

町長 指定管理者である旭川荘との協定書は、これから具体的な協議を行うことにしているが、旭川荘と町との「鬼北町立北宇和病院の管理に関する基本協定」および「年度協定」は、平成18年3月に締結する予定なので、協定内容は、議員協議会等で報告し、理解を得たいと考えている。

本町において指定管理者制度導入予定の施設はあるのか。

町長 現在、庁議等を通じ検討中である。制度導入の対象となる施設は、100件を超えているので、速やかに制度導入するものと、将来導入するものに分別するため、個々の施設ごとに関係法令等を精査の上、早期に方針を示すこととしている。

なお、この制度改正は、条例の制定と改正および議会の議決を要するため、できるだけ速やかに、法律の趣旨に基づいた対応をしていきたい。

指定管理者選定審議会は住民参加を重視した構成にすべきでは。

町長 指定管理者選定審議会の委員は20人以内としており、役員内各課長・局長・室長・支所長計16人のほかに、その他委員が必ずや認められる者をもって充てるという規定に基づき、学識を有する住民のご意見も拝聴することとしている。先の町立北宇和病院の選定審議会において、4人の学識委員を選任し、多角的な見地から建設的なご意見をいただくなど、審議会の目的が達成されたと認識している。他の審議会においても、適切な対応に心がける所存である。